

この総合補償制度は生徒・保護者・教職員のさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

補償の内容		補償の範囲	保 険 金 額	保険料	お支払いできない主な場合	保険金支払例
傷 害	<p>・授業中、クラブ活動中のケガだけでなく、登下校中や修学旅行、校外内における部活動（但し、学校長の承認があるもの）PTA行事参加などの間に被ったケガ（急激かつ偶然な外来の事故による）による死亡・後遺障害（事故の日からその日を含めて180日以内）、入院・手術（事故の日からその日を含めて180日以内の90日限度）を補償</p> <p>・医師による治療が必要です。</p>  <p>(例)通学途中、自動車にはねられた</p>	<p>学校教育活動中 + PTA行事参加中</p> <p>(学校契約 団体傷害保険 + PTA団体傷害保険)</p>	<p>死 亡 保 険 金 144.1万円</p> <p>後 遺 障 害 保 険 金 障害の程度に応じて死亡保険金の3~100%</p> <p>入 院 保 険 金 (180日限度) 日額 1,500円</p> <p>手 術 保 険 金 (1事故1回に限ります) 所定の手術の種類により入院保険金日額の10・20・40倍</p> <p>通 院 保 険 金 (90日限度) 日額 1,000円</p>	<p>生徒（保護者分を含む）の年間保険料</p>	<p>&lt;学校契約団体傷害保険・PTA団体傷害保険共通&gt; ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺、犯罪、闘争行為 ③被保険者による自動車、バイク等の無資格、飲酒運転 ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑦医師の指示によらない針、灸、マッサージ、カイロプラクティックの治療 ⑧スポーツ肘など繰り返し負担がかかったことによる症状 ⑨熱中症 など</p> <p>&lt;PTA団体傷害保険のみ&gt; ①被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗、などの危険な運動中 ②独立行政法人日本スポーツ振興センター法での給付対象となるケガ</p>	<p>(事例1) 校舎の窓から転落し、脳ヘルニアで死亡。 1,441,000円 (事例2) 体育祭の棒倒しで衝突。脳臓2/3摘出。 796,720円 (事例3) 自転車通学途上に2tトラックと衝突し、脳挫傷。 266,500円 (事例4) 文化祭準備中、サッカーゴールが倒れてきて顔面骨折。(30日入院、手術20倍、35日通院) 111,000円 (事例5) 野球部練習中に他選手と接触し、骨折。(5日入院、10日通院) 17,500円 (事例6) 校内清掃中、ほうきが目に入る。 3,000円 (事例7) 休み時間に教室のドアに指を挟む。 2,000円 (事例8) 下校中に蜂に刺される。 1,000円</p>
	<p>・日本国内で誤って他人にケガをさせたり、他人の物をこわし、法律上の損害賠償責任を負ったときの補償</p> <p>・保険期間中であれば、保険金額内で何度でもお支払いします。</p> <p>&lt;ご注意&gt; ○けんかによる加害事故 けんかによる加害事故については多くの場合、本人の故意によるものとみなされることがあり、補償の対象とならないケースがあります。 ○アルバイト中の事故 会社や店での業務に従事中に発生した賠償責任は一般的に使用者である会社側が対応することになります。 ○学校管理下での事故 学校管理下での事故は多くの場合、学校側の責任が問われる場合が多く、生徒のみの責任となることは少ないと考えられます。生徒が法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。 ○スポーツ中の事故 同じスポーツをプレー中の者に対する事故は一般的に賠償責任が発生しないため、補償の対象とはなりません。</p>  <p>(例)自転車で駐車中の車に接触し、キズをつけた</p>	<p>日常生活全般 (24時間補償)</p> <p>(PTA賠償責任保険)</p> <p>(自己負担額)</p>	<p>対人・対物 1事故 1億円限度</p> <p>1事故 5,000円</p>			
傷 害	<p>・日本国内でPTAが主催・共催するすべての行事中に被ったケガ（急激かつ偶然な外来の事故による）による死亡・後遺障害（事故の日からその日を含めて180日以内）、入院・手術（事故の日からその日を含めて180日以内の90日限度）を補償</p> <p>※実質的にPTA会員が集まった行事であっても、PTAから予めPTAの行事としての承認を得ていない場合は本保険の対象外となります。</p> <p>例)サッカーの試合に、有志が集まって応援に行った。同じ学年の仲のいい親同士が集まって野球教室を開いた。</p> <p>・PTA行事への往復途上も対象とします。</p> <p>・医師による治療が必要です。</p>  <p>(例)PTA主催の野球大会で顔面を打撲した</p>	<p>PTA行事参加中</p> <p>(PTA団体傷害保険)</p>	<p>死 亡 保 険 金 144.1万円</p> <p>後 遺 障 害 保 険 金 障害の程度に応じて死亡保険金の3~100%</p> <p>入 院 保 険 金 (180日限度) 日額 1,500円</p> <p>手 術 保 険 金 (1事故1回に限ります) 所定の手術の種類により入院保険金日額の10・20・40倍</p> <p>通 院 保 険 金 (90日限度) 日額 1,000円</p>	<p>1人につき 1,400円</p> <p>(2011年1月1日現在)</p>	<p>①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺、犯罪、闘争行為 ③被保険者による自動車、バイク等の無資格、飲酒運転 ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑦医師の指示によらない針、灸、マッサージ、カイロプラクティックの治療 ⑧スポーツ肘など繰り返し負担がかかったことによる症状 ⑨熱中症 など</p>	<p>(事例1) 保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中に転倒し両足骨折 214,500円 (事例2) 保護者がPTA主催のバレーボール大会で、転倒し靭帯損傷(22日入院、39日通院) 72,000円 (事例3) PTA会議へ向かう途中に階段で転倒し足首捻挫 2,000円</p>
	<p>1. 日本国内でPTAが主催・共催するPTA活動において、その管理、運営に過失や不備があり、第三者にケガをさせたり、物をこわし、法律上の損害賠償責任を負ったときの補償</p> <p>2. 日本国内でPTAが主催・共催するPTA活動において、第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用、管理中にこわしたり盗まれたことについて、その所有者に対する法律上の損害賠償責任を負ったときの補償</p> <p>(PTA行事への往復途上は対象となりません。)</p>  <p>(例)総会で使用中の借り物を落として壊した</p>	<p>PTA活動の遂行に伴う賠償責任</p> <p>(PTA賠償責任保険)</p>	<p>対人 1名 5,000万円限度 1事故 5億円限度 (自己負担額1事故1,000円)</p> <p>対物 1事故 5,000万円限度 (自己負担額1事故1,000円)</p> <p>受託物 1事故 10万円限度 期間中 500万円限度 (自己負担額1事故5,000円)</p>			

※PTA行事参加中の傷害については、次の方が保険の対象となります。

- ① PTA会員および生徒 ② PTA会員の同居の親族 ③ PTA会員の代理としてそのPTA行事に参加する者。ただし、その行事の参加が事

前にPTAより認められている場合